

介護者激励手当のご案内

重度の要介護状態にある方を、在宅で介護を行う親族等に手当を支給します。

【対象】

以下の全てを満たす方（申請者は介護を行っている方です）

介護を行っている方（申請者） 介護を受けている方に共通の要件

- 1 1年以上江戸川区に住民登録があり居住している
 - 2 世帯員全員が住民税非課税（注）
 - 3 介護保険料を滞納していない
 - 4 生活保護を受給していない
- （ ）住民税の課税について、8月～翌年7月を1年度とします。対象期間が2年度にわたる場合は、いずれの年度も非課税世帯の要件を満たしている必要があります。

介護を行っている方（申請者）の要件

- 1 以下の介護を受けている方と同居（事実上同居に近い形も含む）している親族等。

介護を受けている方（被介護者）の要件

- 1 40歳以上
- 2 「要介護4または5」の認定を受け、1年間介護保険のサービスを利用していない
（10日以内の短期入所サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売および住宅改修を除く）
- 3 対象期間に継続して90日以上入院をしていない 対象期間については裏面参照
- 4 対象期間の末日に生存している
- 5 重度心身障害者手当を受給していない
- 6 対象期間に熟年者激励手当の受給資格がない

【手当金額】

年間10万円

介護を受けている方1人につき10万円を、介護を行っている方に支給します。

【状況確認】

介護を受けている方の生活状況を確認させていただくため、区職員等がご自宅を訪問します。

【問い合わせ先】 江戸川区福祉部介護保険課相談係 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電話 03(5662)0061 FAX 03(5663)5172

【申請に必要な書類】

- ・ 転入などにより、江戸川区で課税状況が確認できない方は
課税証明書（原本）を提出してください。（コピー不可）
介護を受けている方、介護を行っている方、各世帯員全員の課税証明書（原本）が必要です。

【住民税非課税の審査】

- ・ 対象期間開始月：4月～6月 「前年度住民税」「当該年度住民税」を審査します。
7月～翌3月 「当該年度住民税」を審査します。

【申請窓口、申請後の流れ】

- ・ 江戸川区役所（介護保険課相談係） 熟年相談室、健康サポートセンター
- ・ 申請受付後、申請者に連絡させていただきます。訪問の日取りを決めて被介護者宅へ伺います。その後、審査しますので、支給（口座振込）まで数か月ほどかかります。

【対象期間について】

- ・ 対象期間は、申請を行う月の1年2か月前～1年前までの間で、申請者が希望する月を選んでいただきます。その月の初日から1年間となります。
なお、対象期間が過ぎてしまうと申請ができなくなりますので、期間内にお早めに申請してください。

【例】申請を令和8年4月15日に行う場合

- 1 開始月として選べるのは、令和7年2月から令和7年4月までのいずれかの月です。
仮に令和7年2月を選んだ場合、対象期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日までの1年間となります。
- 2 期間開始日を令和7年2月～4月のいずれかから、選択してそこから1年間を審査します。
- 3 この場合の住民税非課税の審査年度は、令和6年度と7年度です。

